

北宋・遼間の貿易と歳贈とについて

畑地, 正憲

<https://doi.org/10.15017/2235191>

出版情報 : 史淵. 111, pp.113-140, 1974-01-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



北宋・遼間の貿易と歳贈とについて

畑 地 正 憲

はじめに

- 一、貿易統制と権場
 - 二、権場貿易と仲継貿易
 - 三、権場貿易における銀・銭の流通
 - 四、権場貿易の問題点
- おわりに

はじめに

北宋と遼との国際関係は、一時的緊迫を醸成することがあっても、全般的にみると永続的平和が保たれた。両国の和平の紐帯となったのが権場貿易と歳贈とであった。権場貿易と歳贈とについては、既に先学の秀れた論稿があり、後学にとって裨益大なるものがある。まず遼・宋の貿易について、田村実造氏はその論稿において、遼の聖宗の南伐は宋朝との政治的關係を抜本的に打開し、宋朝の一方的意志によって開閉する不安定な権場貿易の恒常化をのぞむ遼朝の経済的欲求力の発動であり、その結果締結された澶淵の盟約を契機として、断続的・消極的な関係から恒常的・積極的な関係に変わり、権場貿易に対して遼朝が常に積極主導的に出ていること、宋朝の対遼貿易の中心として雄州・霸州・安肅軍・広信軍等河北の四大権場があり、特に雄州の発展はめざましかったこと、両国の貿易品を列挙され、私販密輸対策のため、縁辺

安撫使・副使・都監・巡検等を任命・派遣し、実刑を以て臨んだが辺民や奸商の密貿易を防遏できなかったこと、宋との経済的交流が遼の流通経済のめざましい発達をもたらしたことが等貿易全般について論究された。次に歳贈については、日野開三郎氏がその諸論説において、契丹に対する北宋の歳贈(歳幣とその他の贈与)の推移のこと、歳贈は北宋にとってその財政収支・州県の担税力・蓄積財貨等に照して重圧的な負担ではなかったが、契丹にとっては頗る大きな意義を有していたこと、さらに銀・絹の需給よりみると、歳贈絹が北宋の絹の需給に大きく影響することは殆んどなかったのに対して契丹の絹の需給には頗る大きな比重を占めており、他方遼の現銀供給総額に絶対的な地位を占めていた歳贈銀は、北宋の産銀歳額(銀坑の課額と各地の土貢銀)の大部分であったが、現実には貿易によって回収され、北宋の銀の需給を圧迫してはいなかったこと等を究明・指摘された。その他、ウィットフォゲル氏^③、島田正郎氏等^④は、遼朝の政治・社会・経済等全般について論究されており、多くの教示を受けるところである。

本稿は先学の諸研究をふまえて、いまだ十分に論じつくされていない次の諸点を考察する。即ち、まず澶淵の盟約を契機として恒常的・積極的となった北宋と遼との権場貿易は、中国歴代王朝がその周辺諸国との間で行なった朝貢貿易とは同一でなかった点を俊別すべきこと。換言すると、権場貿易には朝貢貿易にみられない交易上の諸規定がある。この貿易規定をとおして朝貢貿易との差異を明らかにする。次に遼より北宋へ輸出された銀・銭の貿易品としての意味、権場貿易と仲継貿易との関係、権場貿易と並行した密貿易が取締り強化に拘わらず盛行した問題点、そして貿易における歳贈(銀・絹)の意味等々の諸点を明らかにすることによって、権場貿易が北宋と遼との永続的和平の紐帯となったことを確認する。大方の御叱正を戴ければ幸甚の至りである。

註

(1) 「澶淵の盟約と其の史的意義」(史林第二〇巻第一・二・四号)及び「遼・宋の交通と遼国内に於ける経済的発達」(滿蒙史論叢第二)等参照。

(2) 「五代・北宋の歳幣・歳賜の推移」(東洋史学第五輯)、「五代・北宋の歳幣・歳賜と財政」(東洋史学第六輯)、「銀絹の需給上よりみた五代・北宋の歳幣・歳賜」(東洋学報第三十五卷第一・二号)等参照。

(3) "History of Chinese Society, Liao" 参照。

(4) 「遼代社会史研究」(三和書房) 参照。

一、貿易統制と權場

北宋初、太祖時代(九六〇—九七五)における対遼貿易は、辺境守臣や商賈の自由な交易に委ねられていた。しかし太宗時代(九七六—九九七)に至ると貿易に対する規制がはじまり、北宋の一方的意志で交易が開閉された。一〇〇四年の澶淵の盟約の成立によって權場の開設が安定し、北宋による貿易統制はより強力で恒久的なものとなった。北宋と遼との權場貿易について、詳細且つ総括的な運営規定は、管見の限りではみあたらない。しかしその断片的史料と当時の商業慣行や税制等とによって考察すると、次のような貿易統制が具体化できる。

第一に、両国間の交易は權場のみでおこない、その權場を雄州・霸州・安肅軍・広信軍・代州等に限定した。遼は沿辺各地に交易場の開設を要望したが、北宋は無制限な交易即ち自由な交易は沿辺民の混乱を招き、また盟約遵守を困難にさせるという理由で交易場を制限し、違犯者に対しては嚴罰を以て臨んだ。

第二に、中央官の常参官や皇帝側近の内侍等が派遣されて、權場運営の任に当たっていた。この權場専任官の中央よりの直派は、權場貿易を完全に國家の掌握下におこうとするためであった。また權場内外は、密貿易や間諜活動等の中心地となり、その防邊を強化・徹底するため、安撫使・副使・都監・巡檢使等が任用された。これらの官職は、軍事・警察等の權限を附与されたものであり、彼らは初め辺州の軍兵を率いて巡守していた。しかし宋会要輯稿(以下宋会要)・食貨三八・互市・大中祥符八年八月の条に

北宋・遼間の貿易と歳贈とについて(畑地)

令沿辺權場。巡守軍健並須用駐泊兵士。不得差本州軍人。初內殿崇班王昭雅言。逐処權場悉差本州軍人。其間有与北界人戸親故者。以互市為名。期於權場。恐亦非便。請行條約。故有是命。

とあるように、沿辺州軍の軍兵は遼の辺民と親密になるものがおり、互市の名目で權場貿易をみだすこととなったので、大中祥符八年(一〇一五)八月以後、駐泊禁軍を率いて巡守することとなった。このようにして權場内外における密貿易や間諜活動、その他遼人と宋人との間の紛争取締り等の強化がはかられた(しかし後述の如く徹底できなかった)。

第三に、權場貿易における取引価格の統制が行なわれた。統資治通鑑長編(以下長編)卷六一・景德二年八月戊子の条に命河北軫運使劉綜・提点雄州權場孔揆等。与諸州軍長吏共平權場物価。以和好之始。務立永制也。

とあるように、河北軫運使劉綜・提点雄州權場孔揆等に命じて沿辺諸州軍の長吏と共に權場の物価を均平にさせ、以て交易上の混乱を防止し、和平関係の永続を計った。この交易上の物価調整は、貿易に対する國家統制のあらわれである。

第四に、貿易品目が統制されている。北宋と遼とは、各々自國の社会・經濟等の混乱を招来し、軍事上の弱点を相手にさらけ出す物品の輸出入はこれを嚴禁した。³⁾

第五に、貿易の主体者が、官自身と商人とに分れていた。權易院より運ばれた香藥・犀角・象牙や専売品の茶等は、官自身によって交易されたのであるが、絹織物や漆器・陶器等は商人によっても交易された。宋祁(九九八—一〇六一)の景文集卷四四・禦戎論篇七の条に

太守聞。異時梟官歲与銀。皆還入。漢邊相貿易。官得什六。歲益三四則略足。

とある。これは契丹に贈った中国の歳贈銀が貿易によって中国へ還流していることを示す史料である。この中で北宋への還流銀の六割は國家に入り、残り四割は民間に流入していたことを示している。さらに長編卷一八二・嘉祐元年閏三月癸卯の条に

詔。河北緣邊。商人多与北客。貿易禁物。其令安撫司。設重賞。以禁絶之。

とあり、河北沿辺における商人の密貿易は、榷場貿易をふまえてなされたものである。

第六に、交易は遼の商人（北客・北商）が北宋の榷場へ来るのを待つ場合と、北宋の商人が遼の榷場へ赴いて行なう場合とがあった。当時北宋の商旅（客商）には大商と小商との区別があり、遠隔地間の取引に当る商旅は、海難や掠奪等の高い危険を防止するため、屢々隊商を編成していた。このことを考え併せると、榷場貿易における商旅にも大小の区別があり、相互防衛をおこなっていたものと考えられる。

第七に、榷場における交易には牙儉（牙人）の仲介があった。長編卷二九九・元豊二年七月甲戌の条に、河北縁辺安撫司の言をあげて

其雄・霸州・安肅・広信軍四榷場牙人。於北客処。鈎致辺情。乞選拳通判及監官。考其偵事虛実。如至和元年詔。賞罰。從之。

とあり、榷場において牙人が辺情を北客に漏洩しており、また宋史卷一八六・食貨下八・市易の条の元豊二年の頃に

經制熙河路边防財用李憲言。蕃賈与牙儉私市其貨。皆由他路避税入秦州。乃令秦熙河岷州通遠軍五市易務。募牙儉引蕃貨。赴市易務。

とあり、西辺における蕃人と漢人との交易にも牙人が活躍している。当時商業取引において、仲介業務と取引物貨の価格評定とに従事したのが牙儉（牙人）であった。牙儉は商業慣行や取引状況等に通曉しており、売買当事者から仲介料として牙錢を徴収する権利が公認されていた。相異なる貨物を交易する榷場貿易においては、蕃・漢人間の取引で仲介と価格評定とにその専門家である牙儉が絶対不可欠であった。それ故に边防や密貿易における牙儉の動向が留意されていたのである。

第八に、榷場を通過する商品は、その品目と数量とが検査され、商品の価に準じて税錢を納入しなくてはならなかった。このことは、前条に引用した經制熙河路边防財用李憲の意見に牙儉と蕃商とが共謀して脱税して密輸しているという

ことよって推察できる。

第九に、北宋の過税制度は一州一徴制であった。⁶⁾これは州内の一税場で過税徴収証書である公引・公契を給付されると、その州内の他の税場では貨物に対する通過税を免除された。従って貿易商は、権場所在の州軍で貨物の価に準じて過税を納入し、公引を受取って権場へ出入することができた。

以上、九項目にわたって考察してきた北宋時代の権場貿易の規定は、のちの南宋と金国との貿易に継承され、詳細且つ総合的規定へと発展するに至った。⁷⁾即ち北宋の権場規定は、南宋のその萌芽形態であった。

ところで唐・五代までの中国四隣の諸国・諸民族は、中国へ朝貢し、貢獻を上まわる回賜品を贈与されることよって、多大の中国文化品を享受していた。この朝貢には互市が附随していた。それ故、彼らが互市によつて中国物産を取得するには、まず朝貢をしなければならなかった。勿論、このような朝貢貿易は、宋代以後においても存続し、活発であった。

遼朝との貿易に対する北宋朝の態度は、当初、恩沢を施すものという朝貢形態の延長であった。しかるに澶淵の盟約によつて両国は、歳幣贈与にみられるように、修好上対等な立場を確立した。従つて両国間の貿易は、対等な立場で再開され、安定・恒久化したのであり、北宋朝をして遼朝へ恩沢を与えるという方針より、貿易の継続によつて遼朝との国交安定を計るという姿勢へ進展せしめていった。そして対等な立場で貿易を継続するには、両国間における貿易上のとりきめが必要であった。その具体化されたものが、前述の九項目の権場運営規定である。即ち遼朝の交易要請に応じて、北宋朝は権場を指定し、その取引物価を均平化し、牙儉の仲介によつて官・民の取引を行ない、民間取引の輸出入物資に対してはその価に準じて税銭を課したのである。以上のように遼・北宋間の権場貿易は、その運営において、従来の朝貢貿易とは異なり、牙儉の仲介による両国間の官・民の売買交易であり、朝貢貿易とは俊別されるべきものであった。

註

(1) 統一事業半ばの太祖が交易の自由を是認したのは、辺境守臣に貿易の利益で精兵を養わせ、間諜網を完備させて辺防の充実を計ろうとする政策的意図と、遼において帝位継承の紛糾があり、また女真の動向を制圧する課題があったため北宋に対して拳国の侵略ができなかった外的遠因とによると考えられる。

(2) 宋会要・食貨三三八・互市・景德二年四月十九日の条に

都官員外郎孔揆・供奉官閣門祗候張銳。同提点雄・霸州・安肅軍權場。

とあり、孔揆は常参官出身であった。

(3) 田村実造氏「瀋淵の盟約と其の史的意義」(史林第二〇巻第一・二・四号)及び宮崎市定氏「書禁と禁書」(アジア史研究第二所載)等参照。

(4) 日野開三郎氏「東洋中世史」第二章商業の発達(平凡社世界歴史大系第三巻)、斯波義信氏「宋代商業史研究」第六章商人資本の諸性質(風間書房)等参照。

(5) 小林高四郎氏「唐宋牙人考」(史学第八巻第一号)及び註(4)等参照。

(6) 幸徹氏「北宋の過税制度」(史淵第八十三輯)参照。

(7) 加藤繁氏「宋と金国との貿易について」(支那経済史考証(下)所載)、大崎富士夫氏「宋金貿易の型態」(広島大学文学部紀要第五号)等参照。

二、權場貿易と仲繼貿易

貿易は、地味・風土・所産等の自然的条件と、慣習・制度・組織等の社会的条件とが相異なる国家間において、交換または売買の手段によってなされる物資の交流現象であり、当事者間の輸出入の大きさ即ち輸出入に対する依存度は、その物資に対する需要と供給との較差に左右されるものである。絹・茶・陶器・書籍等諸文化・工芸品の生産が発達し、農業経済に基盤をおく北宋と、農業生産の浸透があったとはいえず、羊・馬の飼育や畜産加工品の生産等を主体とする遊牧経済の遼とでは、その生産物に大きな差異があった。遼と同じく遊牧経済に基盤をおく西夏の場合であるが、長編卷三六五・

元祐元年二月壬戌の条に、司馬光（一〇一九—一〇八六）が論じた西夏対策の一節に

西夏所居氏羌旧壤。所産者不過羊馬氈毯。其國中用之不尽。其勢必推其余与他国貿易。其三面皆敵人。鬻之不售。惟中国者羊馬氈毯之所輸。而茶絲百貨之所自来也。故其人如嬰兒。而中国乳哺之。

とあり、西夏はその産物を北宋へ売り、必需品の茶・絹織物等の供給を北宋との交易に依存していた。このような西夏の北宋に対する貿易依存は遼においてもみられた。即ち長編卷五九・景德二年三月丙寅の条に所載する雄州の豪族出身で遼の情勢を熟知していた殿直・知雄州・機宜司・侍禁趙延祚の言によると

国家所遺金帛。皆歸於国主及母。其下悉無所及。望自今榷場貿易稍優假之。則其下獲利。必倍欣慰。

とあり、榷場貿易に対する遼人の期待が大きいことを指摘している。特に遼では、支配者層を中心に中国的な生活様式が浸透し、且つ国軍兵士²に対する俸給³や賜与物等の確保にせまられ、また多数の渤海人や漢人等を包容したこと等によって、中国文化品の大量消費が促され、このことが遼にとって北宋との榷場貿易を不可欠のものとした。

遼は燕雲十六州や旧渤海地域の桑作適地⁴を開拓し、俘徙した漢人や渤海人等の技術を用いて絹の生産を奨励し、蕃羅とよばれる絹織物の生産をみたが、一般に遼の織物生産は宮廷用や賜与用のものが中心であり、国内需要を充たすものではなかった⁵。このような遼の産絹の実態が、中国産の絹織物の輸入を必須なものとした。また近年における遼代の城址・墓址の考古学の発掘調査によると、遼製の陶器の外、中国内の窯で製造された種々の陶器が多数出土しており、中国製陶器輸入の盛況の一端を窺い知ることができる。

遼が輸入した中国物産は、単に国内の需要を充たすだけにとどまらず、西方や滿蒙方面に対する仲継貿易品ともなった。遼は建国以来貿易の利を重視していた。即ち遼の太祖阿保機は、第一次即位の三年（九〇九）五月、羊城を炭山の北に設置して貿易の利をにぎった⁶。遼が貿易に積極的なことは、国内の商業の発達を促した。特に太宗時代（九二六—九四六）以後、南京をはじめ四京及び州県の城郭内に商業区域の「市」が形成されるに至り、井肆列をなし、人々が晨夕「市」

に衆集する盛況さであった。⁹しかし遼の商業は、草市が発達していた唐宋時代の中国のように、城郭外や郷村内の商業地区の成立をみるまでには発達していなかったようである。

遼は高麗・女真・西夏・高昌回紇等四隣の諸国と朝貢貿易を行なっていた。このことは契丹国志卷二一・諸小国貢進物件¹¹や同書卷二二・四至鄰国地理遠近の条の遼と四隣諸国との朝貢貿易、さらに遼史卷六〇・食貨志下・征商の条に

雄州・高昌・渤海亦立互市。以通南宋・西北諸部・高麗之貨。故女直以金・帛・布・密蠟・諸藥材。及鉄离鞞鞞于厥等部以蛤珠・青鼠・貂鼠・膠魚之皮・牛・羊・駝馬・毳罽等物。来易於遼者。道路繚屬。

とあること等によって十分窺うことができる。東西交易に活躍したウイグルと遼との結びつきが深かったことは、第一に遼の太祖勃興の地上京臨潢府（内蒙古自治区昭烏達盟巴林左旗）にウイグル人居留地が設置されていたこと、¹²第二に太祖の妻淳欽皇后の祖先がウイグル人と称されていること、¹³第三に金国に滅ぼされた遼の宗族耶律大石（一〇八七—一一四三）が高昌ウイグルの地に西遼国を再興できたこと等によって理解できるところである。また遼が北宋へ輸出した毛皮・皮革・人参・北珠等は、前引の遼史・食貨志・征商の条にみられるように北東の女真・高麗等との交易によって入手された仲継貿易品であった。唐・五代・北宋初における高麗・女真等は遼河の水運と渤海湾の海運とを活用して中国の山東方面へ至り、馬・毛皮・布・海産物等を売り、絹織物・茶・陶器・漆器・書籍等を購入していた。¹⁴遼の太祖は建国二年（九〇八）十月に遼河下流の鎮東海口を抑えて南唐と交易し、¹⁵聖宗は統和元年（九八三）に鴨綠江域の女真族を討伐し、翌年には定安国を伐ち、統和九年（九九一）二月には鴨綠江口に威寇・振化・来遠等三城を築き戍卒を置いて女真と中国との交通を遮断し、翌年高麗を征討して遼東・満州方面の安全を確立した。¹⁶そして統和二十二年（一〇〇四）の澶淵の盟約成立によって、北宋との貿易が復活すると、翌年東京道保州に榷場を開設して女真・高麗との交易に備えた。即ち遼の海口統禦や保州榷場開設は、女真・高麗との交易を安定せしめ、北宋からの輸出品を彼らへ再輸出し、北宋に対する輸出品を彼らから確保する目的であったと考えると大過ないであろう。

次に李元昊の反乱中、北宋によって榷場を閉鎖されていた西夏に対して、遼は西夏の羊・馬を安く買い、中国物産を再輸出して利益を得ていた。即ち長編卷一三八・慶曆二年十二月末の条に

（教練使李）文貴自言。用兵來。牛・羊悉已売契丹。一絹之直為錢二千五百。人情便於和。

とある。この史料は、李元昊の配下の教練使李文貴が、宋の青澗城の种世衡の所へ和平交渉に来たときのものである。ここに見える絹一匹の価格二千五百文は遼からの輸入価格であり、西夏国内の売買価格ではない。北宋との国交断絶により茶・絹等の入手困難となった西夏では、絹一匹が五十余緡に高騰し、修好再開後、五―六回に及ぶ入宋使臣団がもたらした絹によって、その価格はようやく五―六緡にまで低落した。そして使臣団は巨利を得て、父子兄弟に至るまでその生計を保持し、発展させるほどであった。当時北宋における絹価は一千三百文程度であった。従って西夏の絹価は、北宋と比較すると、遼からの輸入価格で二倍である。西夏国内の絹価は、北宋との国交断絶時で四〇倍、修好後で三―四倍であった。遼における絹価を直接伝えた史料はいまだ見出し得ないが、北宋より輸入した絹を絹不足に苦しんでいた西夏へ再輸出する場合、国内価格を大きく割って輸出することはなかったと考えられる。即ち遼の絹価は、北宋の場合に比べて二倍をこえるものであったと想定できるであろう。

以上のように遼は、北宋からの輸入品を四隣の諸国へ再輸出し、四隣の諸国の物産を安く買いたたき北宋へ再輸出していたのである。

ところで北宋にとって、遼との貿易が途絶した場合、社会的・経済的混乱をまねく要因はなかった。北宋が遼より購入したいものは、国防上必需品の戦馬であった。しかし遼は、商民が羊馬を国外へ販売することを厳禁していた。遼より戦馬補充が期待できなかったため北宋の馬政は大きな影響を受けた。また北宋末の禁中において、府庫を傾けるほど北珠を競い需めることもあったが、それは一時的な奢侈であり、北宋一代よりみると、遼との貿易を必須なものとする社会的・経済的要因となるものではなかった。

以上のように、権場貿易に対する依存度は遼が圧倒的に高かった。このことは、遼が国内需要を充すのみならず、四隣の諸国へ仲継貿易をおこなっていたことに起因していた。この貿易依存度の高さが遼をして対宋貿易に積極的ならしめ、西夏・北宋との鼎立の中で常に漁夫の利を得んとする動向をとらせた。それ故貿易収支において、北宋は常に輸出超過国であり得た。即ち北宋は官貿易において毎歳四・五十万貫に及ぶ収益をあげ、民間取引を加えると八十万貫内外の出超であったと考えられる。このような対遼貿易の利を、神宗朝に財政強化につとめていた王安石が着目しなはずはなかつた。長編卷二六〇・熙寧八年二月丁亥の条によると

都提挙市易司言。乞借奉宸庫象牙・犀角・真珠。直総二十万緡。於権場交易。至明年終。償見錢。從之。

とあり、都提挙市易司が奉宸庫より二十万緡相当の象牙・犀角・真珠等を借用し、権場で交易して収益をあげ、翌年の終りに見錢で返済しようとしている。都提挙市易司が権場貿易に着手したことは、市易三法の貿遷物貨の方針に立って見錢を府庫へ收蓄する手段にしたものであろう。王安石（一〇二一〜一〇八六）の下では利益追求を直接の目的として遼との貿易に対処したであろうが、本来北宋にとって対遼貿易の意味は次の二点にあった。即ち第一は、貿易によって歳贈銀をとりもどすことであり、第二には、貿易によって遼の経済的弱点を掌握し、以て遼の動向を牽制し、和平関係の持続をはかることであつた。次に銀・錢の流通をとおして権場貿易の意味を考察する。

註

(1) 遼は華北の一角燕雲地方を征服し、中国王朝に倣つて建国され、しかも漢人を構成分子として内包し、その農業生産が国家の重要な支柱であつた。島田正郎氏「遼の北面中央官制の特色」(法制史研究十二)参照。

(2) 松井等氏「契丹の国軍編成及び戦術」(満鮮地理歴史研究報告四)、愛宕松男氏「契丹古代史の研究」第三編古代キタイ社会の歴史の考察(東洋史研究会)、田村実造氏「中国征服王朝の研究(上)」第七章キタイ族の社会生活(東洋史研究会)等参照。

(3) 遼史卷六〇・食貨志下・征商之法の条に

(聖宗統和二十三年)。時北院大王耶律室魯。以俸羊多阙。部人貧乏。請。以羸老之羊及皮毛。易南中之絹。上下為便。

北宋・遼間の貿易と歳贈とについて(畑地)

北宋・遼間の貿易と歳贈とについて(畑地)

一二四

とあり、俸羊不足のため羸老の羊と皮毛をもつて中国産の絹と交易して俸給にあてている。

- (4) 石刻史料叢書・羅氏家墓遺文・京畿家墓遺文下巻・「大金故承奉郎霸州大城縣令李君墓志銘」に君姓李。諱旺。字日革。先世良鄉原劉李里人也。(中略)。君每至故里。謂昆弟曰。吾鄉土地膏腴。桑麻之利倍於鄰邑。所患者秋夏水潦不能作久居計。

とあり、幽州(北京)良郷県と近隣の県とは桑作地であった。また中華民国修撰の蓋平県志卷十三・物産志・磁類の条によると、練綢・粗繭綢・繭綢被面・山繭等の歳額があげられており、蓋平県における山繭生産が考えられる。渤海に統合された沃沮の地が産絹地であったことは、日野開三郎氏「国際交流史上より見た満鮮の絹織物に就いて」(朝鮮学報第四十八輯)に詳考されている。

- (5) 島田正郎氏「遼代の絹織物業」(史学雑誌第五十八編第五号)、日野開三郎氏「銀絹の需給上よりみた五代・北宋の歳幣・歳賜」(東洋学報第三十五卷第一・二号)等参照。

- (6) 遼代墓や上京臨潢府址・祖州城址・慶州城址等の発掘調査によると、遼窯の製品の外に、景德鎮(江西省益都)窯、汝州(河南府臨汝)窯、磁州(河北省磁県)窯、定州(河北省定県)窯等で製作された陶器が多数出土した。李文信氏「遼瓷簡述」(文物参考資料一九五八年第二期)、馮永謙氏「遼寧省建平・新民的三座遼墓」(考古一九六〇年第二期)、吉林省博物館・折里木盟文化局「吉林折里木盟庫倫旗一号遼墓発掘簡報」(文物一九七三年第八期)、島田正郎氏「祖州城」等参照。

- (7) 松井等氏「契丹勃興史」(満鮮地理歴史研究報告第一)、箭内互氏「遼代の漢城と炭山」(蒙古史研究所載)、橋本増吉氏「遼の建国年代について」(史潮第六年第一号)、小川裕人氏「遼の建国に就いて」(東洋史研究第二卷第三号)、同氏「遼室君主権の成立に關する一考察」(東洋史研究第三卷第五・六号・第四卷第一・二号)、島田正郎氏「遼の部族制度に就いて」(歴史学研究第九十八号)、田村実造氏「遼初史疑三題」(東洋史研究第三卷第二号)等参照。

- (8) 田村実造氏「遼宋の交通と遼国内に於ける経済的發展」(滿蒙史論叢第二)、平島貴義氏「契丹の勃興期における中国との關係」(史淵第五十三輯)参照。

- (9) 遼史卷六〇・食貨志下・征商の条に

太宗得燕置南京。城北有市。百物山待。命有司治其征。余四京及它州県貨物懋遷之地置亦如之。
とある。なお遼史・地理志の上京・祖州・東京・中京の条等参照。

- (10) 日野開三郎氏「唐代邸店の研究(正・続)」(自費出版)、斯波義信氏「宋代商業史研究」(風間書房)等参照。

- (11) この史料は、松田寿男氏「東西交通史における居延についての考」(東方学論集第一)、長沢和俊氏「遼の西北路経営について」

(史雜學誌第六十六編第八号)等において詳考されている。

(12) 遼史卷三七・地里志・上京の条参照

(13) 遼史卷七一・后妃列伝・太祖淳欽皇后述律氏の条参照。

(14) 日野開三郎氏「宋初女真の山東來航の大勢とその由来」(朝鮮學報第三十三輯)及び「宋初女真の山東來航と貿易」(朝鮮學報第三十七・三十八合併特輯号)等参照。

(15) 日野開三郎氏「五代時代における契丹と支那との海上貿易」(史學雜誌第五十二編第七・八・九号)参照。

(16) 日野開三郎氏「統和初期に於ける契丹聖宗の東方経略と九年の鴨綠江口築城」(朝鮮學報第二十一・二十二合併特輯号)参照。

(17) この価格について、日野開三郎氏は「銀絹の需給上よりみた五代・北宋の歳幣・歳賜」(東洋學報第三十五卷第一・二号)において詳論されている。

(18) 長編卷一三八・慶曆二年十二月末の条に、西夏の内状を採報した知延州龐籍(九八八一—一〇六三)の言を収載して贈遺・互市久不通。飲無茶。衣帛貴。國內疲困。思納款。

とあり、同書卷四〇五・元祐二年九月丁巳の条に、翰林學士兼侍讀蘇軾(一〇三六一—一一〇一)が西夏問題を論じて歳賜既罷。和市亦絶。國中匹帛至五十余千。老弱輒徙。牛羊墮壞。所失蓋不可勝數。饑羸之余。乃始款塞。當時執政大臣。謀之不深。因中國厭兵。遂納其使。每一使至。賜予・貿易。無慮得絹五萬余匹。婦鬻之其民。匹五六千。民大悅。一使所獲。率不下二十萬緡。使五六至。而累年所罷歲賜可以坐復。とある。

(19) 蘇轍(一〇三九—一一二二)の欒城集卷三九・「論西事狀」の条に
既通和市。復許入貢。使者一至。賜予不貲。販易而婦。獲利無筭。伝聞。羌中得此厚利。父子兄弟始有生理。とある。

(20) 宮崎市定氏「五代宋初の通貨問題」附表第六北宋時代銀絹價格変遷比較表参照。

(21) 遼史卷六〇・食貨志下の条に
仍禁朔州路羊馬入宋。

とあり、同書卷九一・耶律唐古伝に

唐古部詳穩。敵立科条。禁姦民鬻馬於宋・夏界。因陳引私販。安辺境之要。

とあり、また歐陽文忠公集卷一三・河東奉使奏草・「請耕禁地劄子」の条に

北宋・遼間の貿易と歳贈とについて(畑地)

北宋・遼間の貿易と歳贈とについて(畑地)

一一六

北界禁民以粟馬南入我境。其法至死。今辺民冒禁。私相交易。
とある。

(22) 曾我部静雄氏「宋代の馬政」(東北大学文学部研究年報第十号)、古川新平氏「熙豊年間における民戸養馬法即ち保馬・戸馬二法に関する私見」(東洋史学第三・四輯)、宋常廉氏「北宋的馬政」(大陸雜誌史学叢書第二輯第二冊)、林瑞翰氏「宋代辺郡之馬市及馬之綱運」(大陸雜誌史学叢書第三輯第三冊)等参照。

(23) 遼は西夏と同盟して北宋を脅かすことはあつても容易に大軍を動かさず、ただ有利な立場を確保していた。たとえば慶曆二年(一〇四二)に歳幣増加という利益を得ると、同盟国の西夏を北宋と和平させる仲介を行なつたのはその適例である。また仲継貿易で利益を得ていたことは前述したところである。このような利益中心の遼の動向については、清朝の人載錫章もその撰書の西夏記卷十・宋仁宗慶曆三年秋七月・「遣使上表於契丹請伐宋」の条において

遣使契丹。請出師南伐。契丹主不許。蓋契丹是時聚兵塞上。大為戰具。求宋閔南地。無意出兵。特欲以虚声恐喝。於中收漁人之利。實無助夏意也。

と指摘している。

(24) 宋史卷一八六・食貨志下・互市舶法の条参照。

(25) この数値は、北宋が権場貿易において回収していた歳贈銀のうち、官が六割、民間が四割を占めていたことを基準として試算したものである。

(26) 市易三法とは、結保除請法・契書金銀抵当法・貿運物貨法を称する。

三、権場貿易における銀・銭の流通

対宋貿易に対する依存度が圧倒的に高かつた遼は、輸入を相済する有力な輸出品がなかつたため、毎歳輸入超過であつた。当時国際取引の決済手段としては、銀が常用されていた。権場貿易において遼より北宋へ輸出されたものに銀・銭があつた。この銀・銭については、従来遼の銀・銭の需給関係よりの考察が中心となり、貿易における流通の意味についてはあまり注目されていない。この銀・銭の流通は、遼国内の銀・銭の需給を考慮すると、遼が北宋に対して銀・銭の輸出

国であったとは見難く、従って貿易品というより、貿易における決済手段の国際通貨としての役割を担っていたものと考えられる。

遼の貨幣の鑄造や流通については、(註1)の諸論説において論考されているところであるが、遼国内の商品流通に相応じて貨幣流通が活発化し、鑄銭院や錢帛司も設置されて、聖宗時代から道宗時代(九八三—一〇〇〇)の間に最も頻繁に鑄銭がおこなわれた。しかし遼代墓より出土する銅銭には遼銭が僅少であり、そのほとんどが宋銭であることや、宋の嚴しい錢禁に拘わらず大量の宋銭が遼へ流出して通貨となつてゐること等にみられるように遼の通貨の中心は宋銭であつた。

このような宋銭の境外流出は、北宋における銅銭不足の一因(註4参照)となつてゐた。北宋の通貨は、銅・鉄二種類があり、その行使地域が画定されてゐた。沿辺の四川・陝西・河東等の路分は鉄銭使用地区に指定され、銅銭は流通界から吸収されてゐた。河北地方においても、熙寧年間に通貨不足を補うために鉄銭鑄造の議論が起つたが、三司使沈括の反対もあつて実施されなかつた。従つて通貨を宋銭にたよつてゐた遼は、河北沿辺において宋銭を入手できた。それ故に榷場貿易において遼より北宋へ銭が流出していることは、商品として売買されたものではなく、收支の決済手段として支払われたものに外ならない。また銅銭の境外流出が錢不足の一因となつてゐた北宋にとつて、貿易によつて錢を回収することは、通貨政策の上で重要であつた。ただし、遼での宋銭の流通をみると、北宋は遼へ流出した銅銭を全額回収できなかったであらう。

次に遼より北宋へ流出した銀についてみる。遼の銀は北宋へ流出するだけにとどまらず、西夏やさらに西方へも流出してゐた。また遼における金銀の国内消費も高まつてゐた。この国内消費について、馮永謙氏「遼寧省建平・新民的三座遼墓」(考古一九六〇年第二期)に次表のような注目すべき出土報告がある。この三座の遼墓は墓中戸床上に多量の水銀を使用している。出土物中には、契丹文字や蕃草紋を刻む銀碟・銀七・銀冠・金飾・帶飾・馬具・銅鏡等が多数ある。これ

遼寧省建平・新民二県遼墓出土物表

建平張家営子遼墓	建平砮砮科遼墓	新民巴図営子遼墓
花式銀碟(契丹文字四字) 2件	銀匕(契丹文字八字) 1件	金 簪 1件
銀 箸 1副	金 手 鐲 1副	銀 髮 釵 1件
銀 匙 1件	金 耳 飾 1副	鍍金銅胸牌 1件
鍍金銀冠 1頂	金 飾 2件	鍍金銅面具 2件
金 鐲 2件	銅 鏡 2面	鍍金鏤孔銅冠 1頂
金 耳 飾 1副	銅器残片	鍍金銅飾残片
涂金鍍花銀鞍飾 2件	開元通宝 2枚	銅 鉢 1件
銀質鍍金馬轡具 169件	鉄 鎖 1把	銅 注 壺 1件
鍍金銀当盧 1件	鉄 灯 1件	銅 洗 1件
銅質鍍金馬轡具 36件	錯金鉄剪 1把	銅 鏡 1件
鍍金銅鈴 17件	鉄 鏃 1件	残 銅 絲
銅質鍍金粘鞞帶飾 42件	琥 珀 佩 1件	鉄 鎖 3把
銅 鏡 6面	瑪 瑙 飾 玉 3件	鉄 灯 1盞
鉄 馬 鐙 3副	瑪 瑙 管 9件	鉄 鏃 1件
鉄 方 炉 1件	陶器・その他 6件	鉄 釘 35件
鉄 鬲 斗 1件		残 鉄 器
鉄 斧 1把		玉 板 6块
鉄 鎖 1把		琥 珀 飾 8件
鉄 鏃 1件		琥 珀 玉 20件
残鉄鼻、鉄鏈条、鉄釘、 鉄環、残鉄条、		琥 珀 執 柄 1件
瑪 瑙 碗 1件		瑪 瑙 佩 2件
陶器・その他 11件		瑪 瑙 珠 1件
		白 石 珠 飾 4件
		陶器・その他 21件

北宋・遼間の貿易と歳贈とについて(畑地)

らは遼の官營工場で生産されて、支配者層の使用に供されたものと考えられている。このような金銀の国外流出や国内消費等の増大が背景となつて、遼における一連の金禁や銀禁が、聖宗と興宗との時代（九八三—一〇五四）に集中したものであろう。またこの時期に銀の採掘が問題となつたことは、当時の遼の銀供給量が必要量を十分充たし得なかつたからである。

以上のような遼の銀需給の状況にも拘らず、遼の銀は、銭の場合と同様に、貿易の決済手段として北宋へ流出していた。しかもその額は、北宋が遼へ遣つた歳贈銀二十万数千両を上回ることにはあつても下回ることにはなかつた。即ち宋祁の景文集卷四四・禦戎論篇七の条に

太守聞。異時。梟官歲与銀。皆還入。漢辺相貿易。官得什六。歲益三四則略足。自慶曆後。敵禁止銀不得復入辺州。

且十年。此欲困中国。非一日計也。自和盟以來。歲与三十万者四十年。五十万者十年。契丹所得銀幣。凡千七百万矣。

とあり、また数十年後の宣和四年（一一二二）六月のこととして、三朝北盟会編卷八・「宋昭上書。論北界利害。乞守盟誓女真決先敗盟」の条に

臣竊料。議者謂。歲賜浩瀚。虛蠹国用。是不知祖宗建立榷場之本意也。蓋祖宗朝賜予之費。皆出于榷場。歲得之息取之於虜。而復以予虜中。国初無毫髮損也。

とあるように、北宋は榷場貿易の出超決済によつて遼に対する歳贈をまかなうことができたのである。換言すると、一担支出した歳贈を貿易によつて取戻したのであった。即ち歳贈（特に銀）は、北宋と遼との和平維持の手段であるばかりでなく、両国における交易維持の手段ともなつていた。従つて遼が北宋からの歳幣を絹と銀とに分離して受取つたのは、歳幣銀を以て絹以外の物産を北宋から購入するためであり、また慶曆二年（一〇四二）に歳幣の増額を要求したのは、増大する入超に起因するものであつた。

ところで絹は消耗による新陳代謝が盛んであるが、金銀は長年の蓄積が可能である。例えば大金国志卷三二・「金国檢

視大宋庫藏」の条によると、北宋を淮南へ逐った金国が開封府（河南省開封市）の庫藏を占領検閲したとき、その貯積は、絹五千四百万匹・大物段子一千五百万匹・金三百万錠・銀八百万錠等であった。中華人民共和国における考古学の発掘成果によると、宋代の銀錠には、一錠五十両・二十五両・十二両半の三種があり、一錠二十三両の塩務銀も出土している。¹³ また内モンゴル左旗出土の二節進奉銀はすべて五十両銀錠である。¹³ 金国が検閲した開封府の府庫には、三種の銀錠が含まれていたと推察できるが、二節進奉銀のように中央へ収納されたものを五十両銀錠として換算すると四億両程度の銀が退蔵銀として在庫していたこととなる。

さて、北宋における銀収蓄の供給源としては、(ア)産銀歳課額、(イ)諸路二節進奉銀、(ウ)賦税・専売収入等の銀、(エ)北宋が統一期に取得した列国の収蓄銀、(オ)外国との貿易により取得した銀、(カ)官に徴収されていない在野の銀等があった。開封府に蓄積されていた四億両の銀は、(ア)より北宋約百五十年間で集められたものである。産銀歳課額は三・四千万両であるから、北宋一代で五・六千万両の銀が収蓄でき、蓄積銀四億両に対して一割五分程度の銀供給となる。この産銀歳課額は、遼・西夏に対する歳贈として流出していたのであり、北宋一代で蓄積された退蔵銀四億両に対する供給率は低けれども、前引の景文集卷四四・禦戎論篇七の一節に

自慶曆後。敵禁止銀不得復入辺州。且十年。此欲困中国。非一日計也。

とあるように、歳贈銀の回収は北宋の銀の需給にとって重要であった。また前述したように、現実に北宋は貿易の決済手段として、遼へ与えた歳贈銀を回収していた。

以上のように、通好和平によって、遼へ歳贈銀を遣り、北宋より銅銭が流出し続ける以上、北宋は貿易によってそれらを回収しなければならなかった。即ち遼との貿易が途絶した場合、北宋には社会的・経済的に国民生活の混乱を招来する要因はなかったが、修好の結果としての銀・銭の流通の面において、北宋は遼との貿易を必要としたのであった。

- (1) 田村実造氏「澶淵の盟約と其の史的意義」(史林第二〇巻第一・二・四号)及び「遼・宋の交通と遼国内に於ける経済的発達」(滿蒙史論第二)、日野開三郎氏「銀絹の需給上よりみた五代・北宋の歳幣・歳賜」(東洋学報第三十五巻第一・二号)、中嶋敏氏「遼の貨幣」(平凡社東洋歴史大辞典第八巻遼の項目)、Wittfogel; History of Chinese Society, Liao, section VI currency and money-lending. 等参照。
- (2) 遼における鑄錢量の不振は、鑄造技術によるものではなく、原料の銅と錫との供給不足によるものと考えられる。近年の中華人民共和国における考古学上の発掘によると、遼において鑄造された銅錢の出土が報告されている。即ち「文物」(一九七三年第八期)によると、「吉林折里木盟庫倫旗一号遼墓発掘簡報」(吉林省博物館・折里木盟文化局)に、唐の開元通宝十一枚、宋の祥符元宝・至道元宝各一枚とともに、遼の道宗「大康六年」(一〇八〇)紀年の銅錢一枚が出土しており、同書の「跋吉林大安出土契丹文銅鏡」(陳述)には、契丹文八角銅鏡とともに契丹文銅錢一枚の出土が報告されている。
- (3) 中国科学院考古研究所編著「新中国の考古収獲」参照。文革以前の「文物」・「考古」等の遼代墓の発掘報告の出土物中の宋錢はこの著書に集大成されている。
- (4) 蘇轍の欒城集巻四一・北使還論北辺事劄子五首・「論北朝所見於朝廷不便事」の条に
臣等竊見。北界別無錢幣。公私交易並使本朝銅錢。沿辺禁錢。条法雖極深重。而利之所在。勢無由止。本朝每歲鑄錢以百萬計。而所在常患錢少。蓋散入四夷。勢當爾也。
とある。
- (5) 日野開三郎氏「北宋時代に於ける銅鉄錢行使地制定策について」(東洋学報第二四巻第一・二号)参照。
- (6) ウィグル人は、銀価が高騰していた東イスラム世界へ遼の銀を運んでいた。愛宕松男氏「遼王朝の成立とその国家構造」(岩波講座世界歴史第九巻)参照。
- (7) 註(3)の「新中国の考古収獲」によると、この契丹文字は契丹小字であり、慶陵哀冊上のものは契丹大字と論じている。なお、註(2)にあげた銅錢にも契丹文字を刻むものが出土している。
- (8) 註(3)の「新中国の考古収獲」によると、これらの工業製品は、遼が掠奪してきた漢人・渤海人等の工匠の技術による官營工業生産品であり、官人や貴族等の支配者層に使用されたと論じている。

北宋・遼間の貿易と歳贈とについて(畑地)

(9) 金銀の禁については、日野開三郎氏「銀絹の需給上よりみた五代・北宋の歳幣・歳賜(東洋学報第三十五卷第一・二号)に詳論しているが、これに遼史卷一八・興宗・重熙二年(一〇三三)十二月己酉の条の「禁夏国使沿路私市金鉄」とある金鉄私市の禁を加える。

(10) 遼の産銀地としては、渤海時代以来の銀州(遼寧省鉄嶺)、沢州(河北省承德市)の陥河銀冶、室韋の住地内の若干の銀冶等がある。また聖宗の太平年間(一〇二一〜一〇三〇)に銀を大いに採掘したが、わずかに西南路招討司によって陰山(内蒙古自治区烏蘭察布盟)の金銀産出が報ぜられたにすぎなかった。なお旧唐書卷四八・食貨志上・錢幣・元和三年六月の条に、「又有銀之山。必有銅鉞」とあり、銀と銅とは共に産出することが多く、銅の産地に銀が産出したことも考えられる。遼の銀の需給については註(9)の日野氏論文参照。

(11) 歳幣銀二十萬兩(景德元年〜慶曆元年は十萬兩)と金銀器約二百件数千兩の賀節聘報と數萬兩の使臣団への賜与との合計である。なお註(9)の日野氏論文参照。

(12) 註(9)の日野氏論文参照。

(13) 「湖北黄石市西塞山發現大批宋代銀錠」(文物參考資料一九五五年第九期文物工作報導)、加藤繁氏「唐宋時代における金銀の研究」第四章唐宋時代における金銀の種類及び形制(東洋文庫)参照。なお、輟耕録卷三〇、銀錠字号の条によると、元の至元十三年(一二七六)に丞相伯顔が搜検して取得した撒花銀子を銷鑄した揚州元宝なる銀錠は重さ五十兩であり、元代においても銀錠の基本重量が五十兩であったことを知りうる。

(14) 朱捷元・黒光両氏「西安南郊出土一批銀錠」(文物一九六六年第一期)参照。

(15) 李逸友氏「内蒙古巴林左旗出土北宋銀錠」(考古一九六五年第十二期)参照。この北宋銀錠は、大觀元年(一一〇七)と政和四年(一一一四)とがあり、遼の上京の地巴林左旗から出土したことを考えると、北宋が歳幣として遼へ贈与したのではないかと考えられる。なお中国で発見された唐・宋・元・明の銀錠が、岡崎敬氏「福岡市聖福寺発見の遺物について」(九州文化史研究所紀要第十三号)にリストアップされている。

(16) 註(15)の進奉銀は徽宗の大觀・政和のものであった。また文献通考卷二二・土貢考一の条に、神宗時代の聖節進奉銀八萬九千五百五十兩、南郊進奉銀七萬五千九百兩、都計一十六萬五千四百五十兩の二節進奉銀が掲げられている。聖節は天子の誕生日を祝い、南郊は冬至の日に南郊園丘で上帝を祀るものである。北宋の各皇帝は二節の式典を各々挙行しており、進奉銀は絶えなかった。淳熙三山志卷一七・財賦類・歳貢・上供銀の条に、大札助賞銀七千四百八兩・聖節進奉銀三千兩・大札銀每遇郊祀年別進奉九

千兩とあり、咸淳毗陵志卷二四・財賦の条に、聖節進奉銀伍伯兩・絹一千一伯伍拾疋・大札年分添發銀七伯兩・絹伍伯疋とある。以上の宋代編修の地誌によると、聖節・大札等の進奉銀は定額となっていたことを知り得る。

(17) 註(13)の塩務銀錠は塩専売のものであろう。銀錠底面に「上□・式拾參兩・專副夏政」の三行刻文があり、両側に「府子趙贊」「五月譚雅」、両端に「程□□□」「塩務銀」の刻文がそれぞれある。また文献通考卷四・田賦考四の条に、熙寧十年(一〇七七)

の二税見催額の内訳を掲げた中に、夏税銀三萬一千九百四十兩、秋稅銀二萬八千一百九十七兩とある。また宋会要・食貨三三・坑冶の条によると、「凡稅租之入・銀總三萬八千三百二十六兩」、「凡山沢之入・銀一十二萬九千四百六十兩」、「凡稅總收之數・銀二百九十萬九千八十六兩」、「凡諸路上供之數・銀一百一十四萬六千七百八十四萬」、「凡賦入之數・銀一百二十三萬一千二百七十七兩」等の銀収入の統計がある。なお加藤繁氏「唐宋時代に於ける金銀の研究」第三章宋代に於ける金銀の貨幣的用途を参照。

(18) 北宋が五代列國を統合したとき、各國の府庫から取得した財物の直接的統計史料は見出せない。しかし吳越國の場合、進貢形式によってその收蓄銀が北宋へ取得されたこととみることができる。即ち吳越備史補遺によると、入貢銀一百一十萬二千兩、賜与銀(器)四十萬八千八百兩とある。吳越は銀器等を八十萬事ほど入貢しており、差引すれば一百萬兩に近い銀が北宋に取得されたことになろう。また、南宋の人陳傳良の撰した建隆編・乾德六年の条によると、「止齋陳氏曰。國初平僭偽。尽得諸國所藏之賦。入内藏。」とあり、北宋が列國を統合したとき、取得した所藏の賦には金銀も含まれていたであろう。征服國が被征服國の財物を收納した例は、五代後唐にみられる。同光三年(九二五)十一月、財政難に苦しんだ後唐の莊宗は、前蜀の財物を成都から開封府へ送付させたが、その中に金銀二十二萬兩が含まれていた。

(19) 加藤繁氏「唐宋時代に於ける金銀の研究」第八章唐宋時代に於ける金銀の産出及び輸出入参照。

(20) 宋祁の景文集卷四四・禦戎論篇七の条によると、權場貿易で歲幣銀が北宋へ還流していたことを記して「官得什六」とあり、四割程度は民間へ流入していたことを示している。また大金国志卷三一・齊國劉子録によると、齊國を廢したとき、汴京の府庫に金一百二十萬兩、銀六千萬兩が貯積されていた。北宋一代の蓄積金銀は、金國が開封府を占領したとき收納してしまったので、齊國のこの蓄積金銀は、新たに徵集したものとみるべきである。この徵集が可能であったことは、在野の金銀をぬきにしては考えられない。

四、榷場貿易の問題点

榷場貿易には、密貿易と間諜⁽¹⁾とが密接不可分のものとしてあった。北宋は沿辺安撫使・巡檢使等を特に派遣し、刑罰を嚴重にして密貿易と間諜との防遏につとめたが、屢々禁令が發布されており、奸商や辺民の冒法を禁絶することは至難であった。⁽²⁾ここでは密貿易と間諜との防遏が至難であった要因を考察する。まず最初に考察すべきことは、榷場一帯の特殊事情についてである。榷場一帯は、南北商人・牙人⁽³⁾の出入が絶えず、燕雲十六州は嘗って中国の領土であったため、遼・宋の辺民は親故・相通じていた者が多かった。特に雄州一帯は、北宋と遼との緩衝地帯の役割を担った両輪地があり、その住民の両属戸に禁令を厳守させることは至難の業であった。⁽⁴⁾また沿辺巡守の州軍兵士の中においてすら遼人と親故深い者がおり、互市を名目として榷場貿易をみだしていた。⁽⁵⁾

以上のような沿辺の特殊事情とともに、その巡察体制にも問題点があった。即ち宋会要・食貨三八・互市・熙寧九年二月十六日の条に⁽⁶⁾

河北西路輦運司言。北界甚有人戸衷私興販。^(A)欲乞自今後。応与化外人私相交易。若取与者并引領人。皆配鄰州本城。^(B)
情重者配千里。知情般載人。鄰州編管。許人告捕。每名賞錢五十千。係巡察官員公人仍与折未獲疆盜一名。即犯人隨^(C)
行并交易取与物過五十千者。尽給(因使交易。準此給賞)。^(D)有透漏官司及巡察人杖一百。再透漏者。巡察官員奏裁。^(E)
從之。^(F)

とあり、密貿易の実態と取締りの問題点とが要約的に述べられている。それは次の諸点に箇条書できる。

(A) 北辺の民がさかんに密貿易を行なっている。

(B) 今後、化外の人と密貿易した者及びその仲介人とは、皆鄰州の軍兵に配属する。

(C) 密貿易で罪情重き者は千里に配し、事情を承知の上で運搬した者は鄰州に編管する。

(D) 違犯者を密告することを許可し、密告一名につき賞錢五十千(五十緡)を与える。

(E) 巡察官員・公人に係属するものは、相互に馴合っているため、いまだ強盜は一名も捕獲できないでいる。

(F) 密貿易者が交易して随行する物品の五十緡を超過している分は、巡察者の賞錢に当てる。

(G) 巡察官司や巡察人が取締りを怠った場合、杖一百の刑に処し、再び透漏した場合、巡察官員は奏上して裁可を仰ぐこと。

以上のことによると、密貿易には、禁制品を直接交易する者と仲介者に託して私販する者とがいた。しかも巡察者と密貿易者とが内通しているため、大物違犯者は検挙できず、巡察体制はその機能を十分發揮していなかった。このような密貿易の取締りを強化するため、民間の密告を奨励し、巡察者が大物密貿易者を検挙するほど賞錢が大きくなる規定をつくり、巡察者の手落ちを厳しく処罰した。即ち官民両面から巡察体制の強化を計った。特に巡察者と密売者とが馴合関係にあって、大物密貿易業者の取締りが徹底しなかった点は注目すべきであり、この点に大きな欠陥があった。

ところで辺民・商人・牙人・軍兵・僧侶・使臣等による密貿易や間諜とは別に、第三国人の動向にも留意しなければならなかった。北宋と遼とへ頻繁に朝貢し、貿易面で活躍していたものにトルコ系民族のウイグル人がいた。ここではウイグル人が北宋と遼との貿易に活躍した点をとおして、權場貿易の統制と國家機密の保持とを困難なものとしたことを考察する。

五代におけるウイグル人は、馳・馬・宝玉・藥物等を以て中国へ朝貢していたが、その入貢路は靈州方面を経由していたため、党項や吐蕃等の剽掠を受けていた。³ 五代末、河東のタングート土着大姓の府州折氏にウイグルを招誘せしめたことは、中国がウイグルとの直接交易を計るとともに、夏州李氏政権の經濟力を圧迫せんとする意図に発していた。⁴ 北宋時代のウイグル商人(安姓のソグト人が多い)は、西夏の擄取に苦しみながら、北宋と遼とにさかんに入貢・商販していた。⁵ 遼はウイグルと創業以来密接な交通があった。遼がウイグルによって禁制品を持去られることに苦慮したことと同様に、⁶

北宋もウイグル人の密貿易に苦慮していた。^(B) また呂陶（一〇二九—一一〇五）の浄徳集卷五・「又奉使契丹回上殿劄子」の条によると

^(A) 臣奉使過燕京。見數回紇立於道傍。指郝惟立而言。却是郝使來。蓋惟立嘗押伴弘荪諸蛮。所以有識認者。又過中京。見數回紇。^(D) 臣問蕭爽。回紇來此。是進奉或是買売。爽云。回紇有數州屬本朝。常來進奉。亦非時常來買売。臣竊思之。回紇既有數州隸屬北界。常至彼処。貢奉不缺。則往來之迹不疎。^(E) 一日見中國使人。便能識認。若為北人所遣。令至本朝。以進奉為名。探問事意。或與北人混雜而至。同為姦偽。或有小人因縁為姦。別致漏露。安可不防縁。^(H) 回紇至本朝。雖差押伴臣僚。其関防出入及買売諸物。切慮。法禁未至周備。臣愚伏望。特降指揮。別立條約。密加檢察。とある。頗る長文であるが、これを箇条書にすると次のように要約できる。

(A) 呂陶が遼へ奉使したとき、燕京（北京）の路傍に立っている數人のウイグル人が、郝惟立を指名して「郝使が來ている」と言った。

(B) そのウイグル人は、郝惟立が嘗て弘荪諸蛮の使節を接待したとき見知った者である。

(C) 中京でも數人のウイグル人を見かけた。

(D) 接待の蕭爽にウイグル人は進奉に來たのか、交易に來たかを尋ねたが、蕭爽の答えによると、ウイグルの數州は既に遼へ隸屬し、頻繁に遼へ往來して貢獻と交易を行なっている。

(E) 彼らウイグル人は、中國の使者を見れば誰であるか見分けることができる。

(F) 北人（遼）は、ウイグル人を進奉の名目で遣わし、中國の内情を探報できる。

(G) ウイグル人が、北人や小人と共に因縁をもって姦偽を行うことは防ぎようがない。

(H) 接待の臣僚を派遣してウイグル人を監視してはいるが、ウイグル人の出入や諸物の買売を監督するには法禁が周到でない。

(1) 従つて特に指揮して条約を定め、檢察を緊密にすることが重要である。

以上の諸点にみられるように、遼へ頻繁に朝貢と互市とを行なつていたウイグル人は、遼をはじめ諸国の朝貢使節団にまじつて入宋していた。このようなウイグル人の国際交易上における活躍は、呂陶の指摘のように、彼らに対する監督・取締りが徹底できず、密貿易防止や機密保持が困難であつた大きな要因となつた。

以上のように、密貿易や間諜等の防遏が至難であつた要因には、第一に権場一帯の特殊事情があつた。次に大物違犯者の取締りが徹底しなかつた巡察体制の欠陥があつた。そしてウイグル人に代表される第三国人の活躍があつた。

しかし諜報網の發達は、相手の情勢が熟知でき、輕挙妄動を相互に抑制する一面があつた。特に北宋との貿易を必須とした遼は、利益のための示威運動は起したが、北宋との国交断絶に至るまでの動きはできなかつた。また北宋は、権場貿易と歳贈とによつて遼との和平を確立し、不安定な西夏との關係に対処する国防力の分散を最小限にとどめることができた。

註

(1) 間諜の専門家を探事といい、彼らは民間にまぎれこんで活動した。例えば長編卷一七六・至和元年八月乙巳の條に

補易州民李秀為三班差使殿侍。始秀為雄州探事。有辺民遁入契丹以告秀。秀畏罪乃求婦。特補之。

とあり、同書卷一七九・至和二年三月乙亥の條に

詔。雄州探事人補三班差使殿侍者。並以爲本州指使。

とあることは、雄州探事の具体例とその取扱ひについてである。また間諜として留意すべきものに僧侶がいた。長編卷一七七・至和元年九月丁亥の條に

詔。代州五台山諸寺収童行者。非有人保任。毋得係籍。時雄州言。契丹遣尉庇武朔等州人。來五台山出家。以探刺辺事。故条約之。

とあり、遼は尉・庇・武・朔等燕雲地方の州民を有髪のまま仏教を學習する童行として五台山で出家させて諜報を得ていた。そこで北宋は、このような僧侶の間諜行為を絶つため僧籍に入れるとき保証人を立てさせることとした。

北宋・遼間の貿易と歳贈とについて(知地)

北宋・遼間の貿易と歳贈とについて(畑地)

一三八

(2) 田村実造氏「瀟淵の盟約と其の史的意義」(史林第二〇巻第一・二・四号)及び「遼・宋の交通と遼国内に於ける経済的発達」(滿蒙史論叢第二)等参照。

(3) 本稿第一節貿易統制と権場の項目の第七条によると、牙人は密貿易の仲介者でもあった。

(4) 徳山正人氏「遼・宋国境地帯の両輪戸について」(史潮第十一年第四号)、佐伯富氏「宋代雄州における緩衝地両輪戸について」(中国史研究第一所載)参照。

(5) 第一節、貿易統制と権場の項の第二条に引用した宋会要・食貨三八・互市・大中祥符八年八月の条参照。

(6) この史料は、田村氏が註(2)の「遼・宋の交通と遼国内に於ける経済的発達」においてとりあげているが、それは罪償法の規定を示したものであり、詳細な解説は付されていない。これは密売取締りの欠点の核心をついているので敢てとりあげる。

(7) ウィグル人の間諜行為は、唐以来問題となっていた。資治通鑑卷二三八・唐紀五四・元和五年三月己未の条に臣聞。回鶻・吐蕃皆有細作。中国之事。大小尽知。

とある。これは白居易が河北用兵の痛惜二と深憂二との害を論じた一節で、深憂の第二にこのウィグルと吐蕃との間諜をあげたものである。

(8) 日野開三郎氏「五代の馬政と当時の馬貿易」(東洋学報第二十九巻第一・二号・第三十巻第二・四号)、岡崎精郎氏「タングート古代史研究」第三篇タングート・ウィグル関係の研究(東洋史研究会)等参照。

(9) 拙稿「五代・北宋における府州折氏について」(史淵第一一〇輯)参照。

(10) 洪皓の「松漠紀聞」・回鶻の条に

多為商賈於燕。載以橐駝過夏地。夏人率十而指一。必得其最上品者。賈人苦之。後以物美惡雜貯毛連中。然所征亦不賈。とある。

(11) 宋会要・蕃夷四・回鶻の条。李符桐氏「回鶻史」所載の「回鶻交聘表」等参照。

(12) 遼史卷六〇・食貨志下・鼓鑄の条に

是時(清寧中)詔。禁諸路不得貨銅鉄。以防私鑄。又禁銅鉄売入回鶻。法益嚴矣。とある。

(13) 宋会要・蕃夷四・回鶻・景德元年初の条に

外蕃遠來貢奉。不知中国条法。若深加刑辟。恐失懷遠之道。遂令先具罪状以聞。

とある。

おわりに

澶淵の盟約の成立によって恒久的なものとなった北宋と遼との榷場貿易は、朝貢貿易とは異なり、兩國が修好上対等の立場を確立した上で物資の交易を行うものであり、榷場運営規定は貿易の円滑な運営のため必須なとりきめであり、南宋のその萌芽の規定であった。北宋にとって遼との貿易は、戦馬等の供給源としての比重が小さくなっていったため、必須のものではなかった。榷場一帯の特殊事情、巡察体制の欠陥、ウイグル人の活躍等による密貿易や諜報活動等の国防上・経済上憂慮すべき問題点があったにも拘わらず、北宋が榷場貿易を継続したのは、遼との和平関係を維持することによって、国防力の分散を最小限にとどめて不安定な西夏に対処し、歳贈銀や流出した銅銭を回収することを目的としていたからである。一方遼にとって北宋との貿易は、国内需要を充たすのみならず、四隣の諸国への仲継貿易品になる中国物産を入手するため、また四隣の諸国からの輸入品を宋へ輸出するため絶対不可欠のものであった。ところで遼は毎歳輸入超過であった。この入超決済は銀でなされた。従って貿易決済用の銀を取得して、北宋との貿易を維持するには、北宋からの歳贈銀を確保しなくてはならなかった。即ち遼へ遣った北宋の歳贈銀は、兩國の和平維持の手段であるばかりでなく、交易維持の手段でもあった。それ故に遼は、北宋に対して利益のための示威運動を起すことはあったが、歳贈と貿易とを断つてまで北宋に決戦を挑んだり、西夏との盟約に従順であったわけではなかった。このことは遼の経済的弱点として北宋に掌握されていた。即ち景文集卷四四・「禦戎論第六篇」に

客曰。或言。契丹歲得銀幣五十万。庫積充滿。安肯自為送死。彼之來。不過略河北數十州。固無五十万之獲。敵雖愚。肯舍安受之賄。与朝廷決不可必之勝也。

とある。遼の重要財源である北宋の歳幣銀をすててまで、河北数十州を占領するにすぎない決戦を北宋に対して挑む（こ

の場合、貿易も当然断絶する）愚はしない筈だというものである。

貿易は、自然的・社会的諸条件の相異なる国家間においておこなわれる必然的経済活動である。この貿易の利を獲得するための紛争が起る場合もあるが、諸国間において物資の相互交流が円滑に行なわれるのであれば、国際的平和・繁栄の一端は貿易にあるといっても過言でない。このような意味において、北宋・遼間の権場貿易はその典型的なものであった。

附記 本稿作成に当り、中国における考古学の成果の重要性について、中村治兵衛氏及び岡崎敬氏よりご指摘・ご指導を戴いた。ここに記して厚く感謝する次第である。

On the Trade and the Annual Gifts between Bei-Song 北宋 and Liao 遼 Empires.

Masanori HATACHI

This work is concerned with the que-chang 榷場 trade between Bei-Song and Liao Empires. This thesis consists of four sections. The first subjects to be treated are nine rules on trade and the difference between the zhao-gong 朝貢 and the que-chang trade. The second chapter contains a reference to the relation between the que-chang trade and the transit trade that gain control of the dependence on trade. The third chapter deals with the circulation of silver and money on trade and the importance of the Annual Gifts that Bei-Song had given to Liao and had taken back as payment of trade. The fourth chapter concerns many problems on the que-chang trade, leading to the importance of the que-chang trade.